

新型コロナウイルス（COVID-19）

感染予防対策ガイドライン

第4版

- 二 感染者が全国規模で増加しています。
- 二 お客様の中に感染者がいてもおかしくない状況です。
- 二 ガイドラインに沿った対応を実践することで少しでも
- 二 感染リスクを減らしましょう！

**車内消毒は、必ず、このガイドラインに
沿った方法で実践してください**

2020年9月24日作成

福岡観光バス株式会社

新型コロナウイルス（COVID-19）感染予防対策ガイドライン (第4版)

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

■新型コロナウイルス感染症

ウイルス性の風邪の一種。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴。感染しても軽症であったり、治る例も多いが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられる。

新型コロナウイルスの感染経路は、インフルエンザと同様に飛沫感染と接触感染と考えられている。

■飛沫感染

感染者のくしゃみや咳などの飛沫と一緒にウイルスが放出され、別の人気がそのウイルスを口や鼻から吸い込み感染する。

■接触感染

感染者がくしゃみや咳を抑えたウイルスがついた手で周りの物に触れて、別の人気がそれに触れてウイルスが手に付着する。その手で口や鼻を触って粘膜から感染する。

1. 感染防止のための基本的な考え方

事業所の立地や運行形態等を十分に踏まえ、事業所内、事業用自動車内、運行経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等の感染を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

2. 講じるべき具体的な対策

（1）感染予防対策の体制

- ① 代表取締役が率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ② 国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

（2）手指衛生および咳エチケット

主な感染経路は飛沫感染および接触感染なので、手指衛生・咳エチケットなどの基本的な感染症対策を行う。

- ① 顔や目をむやみに手で触らないこと。

- ② 手洗いの基本は水道水と石けんを利用し、手の表面に付着したウイルスを洗い流す。水道水と石けんが利用できない環境では、アルコール消毒液（70%～80%）を使用する。

【厚生労働省： 手洗い、マスク着用を含む咳工チケット（啓発資料）】

（3）マスクの着用

- ① 休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。（事業所内に1名だけ居る場合、乗客やガイド・添乗員が乗車していないバスを運転している場合は除外）。
- ② 屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクを外す。

（4）健康管理（体温測定と体調のチェック）

従業員は、出勤前、出勤時（乗務員は始業点呼時）、終業時（乗務員は終業点呼時）の3回体温測定を行い、同時に9つの体調（せき、のどの痛み、鼻水・鼻づまり、吐き気・吐いた、腹痛、下痢、だるさ、味覚異常、嗅覚異常）についてもその有無を所属長等（乗務員は運行管理者または運行管理補助者）に報告した上で健康チェック表に記録する。

（5）出勤制限（自宅待機）

- ① 従業員は、自宅待機過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航経験並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、所属長に報告する。所属長は当該従業員に自宅待機と保健所等への相談を指示する。

- 濃厚接触： 距離の目安が1m（以前は2m）かつ接触時間15分以上の接触
■感染者と接触した日のはじまり(起算日)： 発病した日の2日前

- ② 従業員は、発熱や風邪症状がある場合、直ちに所属長等に報告する。所属長等は当該従業員に自宅待機を指示する。
当該従業員は、最寄りの「帰国者・接触者相談センター」もしくは「かかりつけ医」に問い合わせを行う。

【別紙：新型コロナウイルス感染症についての相談および受診の目安】

運行中の乗務員に発熱や風邪症状がある場合、運行を中止し、所属長等は速やかに交代要員を手配する。

自宅待機の従業員は、毎日、健康状態を所属長等に報告する。

■医療機関を受診する際には、受診方法を電話等で確認しマスクを着用してから受診する。
なお各自治体により受診方法が異なるため、各自治体のホームページなどで確認をしておく。

(6) 職場復帰

発熱や風邪症状があり、自宅待機している従業員【感染者を除く】の職場復帰の目安は、次の二つの両方の条件を満たすこと。

- ① 発症後に少なくとも 8 日が経過している（発症日を 0 日として 8 日間のこと）。
- ② 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状（咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など）消失後に少なくとも 3 日が経過している（解熱日・症状消失日を 0 日として 3 日間のこと）。

(7) 感染者や濃厚接触者が発生した場合

- ① 感染した従業員のプライバシーの確保を考慮した対応(個人名が特定されることがないよう留意する)を行う。
- ② 従業員は、感染した事実を確認した場合、速やかに所属長等に報告する。所属長等は、事業所を管轄する保健所に連絡して、指示を受ける。
- ③ 所属長等は、従業員が感染した旨を速やかに福岡運輸支局に連絡する。
- ④ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。
- ⑤ 複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合(北九州営業所が該当)、保健所・医療機関およびビル貸主の指示に従う。
- ⑥ 感染から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。

■本社

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 電話0948-21-4972

■北九州営業所

北九州市新型コロナウイルス相談ナビダイヤル電話0570-093-567 (24時間対応)

■感染した従業員の職場復帰の目安

【別紙：日本渡航医学会・日本産業衛生学会：職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド】

(8) 通 勤

自家用車など公共交通機関を使わずに通勤する。

(9) 事業所での勤務

① 時差出勤を行う。

人の接触機会を減らすため、本社は事務員の出勤時間を 9 時 15 分～12 時 15 分、12 時～15 時、12 時～18 時に分ける。北九州営業所は運行管理者および運行管理補助者の勤務時間を基本 6 時～15 時、12 時～21 時、に分け、それぞれ 1 名勤務態勢を取る。

② 始業時、食事前、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。

- ③ ソーシャルディスタンシング（人ととの物理的距離を保つこと）
執務中や休憩室利用時も含め人と人の間隔を2m以上に保つ。
- ④ 定期的な換気
1時間に2回程度、窓をあけ換気に努める。
- ⑤ 洗浄前のものを共用しない
特にタオルはトイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しない（個人用タオルまたはハンカチを使用する）。
- ⑥ 手で触れる共有部分の消毒
ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いすなどの共有設備について、洗浄・消毒を行う。
洗浄・消毒は、濃度を0.05%に調整した市販の家庭用塩素系漂白剤（主成分が次亜鉛素酸ナトリウム）で拭いた後、水拭きする。

【福岡市：消毒用アルコールがない場合の消毒・除菌について】

- ⑦ ごみは密閉して捨てる
鼻水や唾液などがついたゴミ（使用済みマスクや鼻をかんだティッシュ等）はすぐにビニール袋に入れ、密閉して捨てる。その後は直ちに石鹼で手を洗う。

（10）バス利用者に対する協力のお願い

- ① バス車内にアルコール手指消毒液を装備し、お客様が乗車時・再乗車時する際に手指消毒をお願いする（アルコールにアレルギー反応するお客様がいる可能性があるので、強制しないこと）。
アルコール消毒液は、業務終了後、事務所に戻し、車内に放置しないこと（車内が高温状態になるとアルコールが蒸発し、消毒効果が低下するため）。
尚、スクールバスは、学校が準備したアルコール手指消毒液を使用する。
- ② バス車内にマスク着用を呼びかけるチラシを掲示し、感染拡大防止について協力を求める。

【マスク着用にご協力ください（ポスター）】

（11）バス車内消毒

- ① 運行毎に、運行終了時、車内を消毒する。
車内の座席やつり革、手すり、防護スクリーン、ハンドル、シフトノブなど、乗務員や不特定多数の利用者が頻繁に触れる箇所については、こまめに消毒を行う。
カーテンについては消毒液噴霧による消毒を行う。
手すり等利用者が頻繁に触れるような場所は、可能な場合には、現場の判断により、更に隨時適宜実施する。

- ② 消毒作業は、使い捨て手袋を着用する。
- ③ 濃度を0.05%に調整した市販の家庭用塩素系漂白剤(主成分が次亜鉛素酸ナトリウム)を吹きかけ、20秒放置した後、キッチンペーパーで拭き取る。最後は水拭きする。
消毒液は、2日おきに作り直すこと（消毒効果を維持するため）。
- ④ 消毒作業実施記録を作成する。

(12) 車内換気

エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行っていることを表示する等により、乗客が安心して利用することができるよう配慮する。

【新型コロナウィルスに対する感染予防について（車内ポスター）】

(13) バス運行中

- ① 乗務員は、休憩後の運転再開時や荷物の積み卸し等を行ったときには、手指消毒を行う（水道水と石けんを利用できる場合は、手洗いが原則）。
- ② 乗務員は、荷物の積み降ろしをする際、使い捨て手袋を着用する。
- ③ 乗務員は、白色の手袋を着用して運転をする。
- ④ 車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。
- ⑤ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う乗務員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

(14) 運転者に対する点呼

対面により運転者に対して点呼を行う際には、シールド(防護スクリーン)を間に設置し、お互いにマスクを着用した上で、適切な距離を保つこと。

(15) その他

スクールバスにおいては、運転席及び運転席と後部座席の間に防護スクリーンを設置することにより、乗客と乗務員の飛沫感染を防止するよう努める。

第1版 2020年6月27日作成

第2版 2020年7月22日作成

第3版 2020年9月9日作成

第4版 2020年9月24日作成